

## 第1回千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会 結果概要

1 日時 令和3年8月27日（金）午前10時～11時30分

2 場所 千葉県庁本庁舎5階 大会議室

3 出席委員 ※五十音順

伊東委員、大川委員、大橋委員、今野委員、澤田委員、堤委員

4 座長・副座長の選出 ※委員の互選により選出

座長：大橋委員、副座長：伊東委員

5 議事概要

(1) 支援推進計画の策定の方向性について

資料1～5について事務局から説明し、その後各委員から意見をいただいた。

○大橋座長 今、事務局のほうからお示しいただいたのが、この犯罪被害者等の支援推進計画の骨子素案ということで、これは今まだ素案ということで、この支援の策定の方向性についてということが議事の1つ目ですので、委員の皆様にも今の事務局の説明を踏まえまして御意見をお伺いできればと思います。

○大川委員 全体的な考え方というのは、もちろん国の方針にもものっっていることですし、非常に総花的にといいますか、漏れなく計画を立てていると思うので、今すぐ何が足りないということはないですが、5-3ページ目に詳細、具体的な施策、取組というのを今、簡単な御説明がありましたけど、これは既に動いている施策と考えてよろしいのでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○大川委員 そうしますと、私もどっちなかと思ってざっと読んできたので、新しくこれがないじゃないかというのは思いつかないんですけども、やはりそういうものはやっぱり今後の委員会やパブリックコメントなどで取り上げていく可能性もあるというふうに考えてよろしいですか。

○事務局 そのとおりです。今後、この懇談会をあと2回程度行うことを考えており、その後、県民の皆様にもパブコメということで御意見等を伺った上で、最終的な成案をつくっていく予定です。

○大橋座長 ありがとうございます。今、大川委員からお話があったように、今までの施策について書かれているんですけども、今回のこの懇談会では、新しい政策であるとか、あるいは千葉県としてどういうふうにやっていこうかということいろいろ御意見をお伺いして、それを反映させていきたいと考えております。

○今野委員 私も特に新しいものというわけではなくて、実際に具体的な、例えば補助等をされていると思うんですけども、それがどれぐらいなのかという

ところが分からないと、それで足りるか足りないかというような議論にもなっていくかなと思うのですが、その辺の具体的な数値というのはどこかでお示しいただけるんでしょうか。

○事務局 補助額等につきましては、示しておりませんが、資料編として掲載することなど、今後検討していく材料にはなろうかと思っておりますので、それは御意見として承らせていただきます。

○澤田委員 犯罪被害者等支援に関する基本方針の中で、それぞれ途切れることなく継続して行われることというのは大変いいことだと思いますが、「より早く」とか「迅速」と、とにかく被害者はその被害直後から色々なことに困るので、途切れないことはもちろん、それは大事なことですけれども、早く取りかかってほしいという気持ちで何か言葉を入れていただきたいなと感じました。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございます。ただいまの御意見につきましては、検討させていただきます。

○大橋座長 非常に大事だと思います。今まで国の施策だと確かに途切れることなく継続してという言葉はずっと言われていますが、なるべく早く、初期の対応が一番大事ですと言われておりますので、そういう意味ではこの基本のところにそういう文言を入れるというのは非常に大切なことじゃないかなと思います。事務局のほう、今のこと検討していただければと思います。

○伊東委員 基本的には総花的に挙げているのと、他県等を参考にされているんだろうとは思いますが、特に千葉県独自ではこういうのを入れているとか、そういった内容はあるんでしょうか。

○事務局 ただいまの御指摘について言いますと、もともと本当にこの計画というものが国の基本法、基本計画に準じてそれを勘案してつくっておりますので、伊東委員が言われた千葉県でここは独自というのは特にありません。

○堤委員 私は、犯罪被害者の関係というのは今まで携わってなくて、皆様方が大変苦勞されているという中で恐縮ですが、会議の進め方について、先ほど御説明がありました5-3ページ以降の話で、現在やっているものを羅列したということですが、今野委員や伊東委員からもお話がありましたけれども、新しい条例が施行されて、計画の策定に当たり県としてここが少し足りないとか、ここはもう少し力を入れていきたいとか、そういうことを皆さんは聞かれないんじゃないかなと感じました。先ほどの世論調査の結果を見させていただいて認知度が非常に低いと、まさにこれはこれから情報発信をしていかなければならない、そういうことがはっきりしているわけですし、ほかの施策でもここに力を入れていきたいとか、そういった部分もできたら次回お話しいただけるとよろしいのではないかと思います。

○事務局 御意見ありがとうございます。本日これから委員の皆様から御意見も頂戴した上で、私どもとしても問題意識を持ちまして、今後ここに追加できるものがありましたらぜひ追加して先生方のほうに御説明、御提案などしていき

いと思っております。もし委員の皆様におかれまして、それぞれの御見識の方から、現在の事業の列挙については5-3から5-5のとおりさせていただいているところですが、こういった視点がないのかとか、こういったものも付け加えるべきではないかなど御意見がありましたら、それを全部盛り込むことは即座にお約束できるものではないですが、貴重な御意見は十分承りまして、今後策定していく上での資料、検討材料とさせていただきますので、お考えがありましたら御教示いただければと思います。

- 大川委員 方向性ということなので、今、堤委員からも御提案がありましたけれども、やっぱり県民が、人々がどのように考えているかということのを吸い上げることはとても大切だと思いますし、意見としては、やはりこれをつくるのに大事なことは世論調査、そしてパブリックコメントかなというふうに思いますが、今どんなふうにパブコメを求めているらっしゃるのか、あるいはそれをもうちょっと積極的に大勢の人に分かるようにするにはどうしたらいいかということのを伺いたい。

もう一つ世論調査ですけど、この結果、ひど過ぎますよね。だって、3分の1が65歳以上ですよ。20代なんて1人とか、この表の全体で何%かというのの裏側に細かいのがあって年齢別、性別、地域別ってありますけど、年齢別に見ますと、例えば141ページを見ると、男性が全部で661人回答しているのに65歳以上が241人ですよ。18から19歳なんて3人ですよ。女性は、18から19歳、1人ですよ。だから、設問によっては18から19歳の人30%も知っているって書いてあるけど、3人のうち1人知っているということなんです。実際どういう形で調査をしておられるのか、こんなに偏っていたらやっぱり世論にはならないと思うので、多分この担当課がしているわけじゃないと思うんですけど、もうちょっと本格的な調査になるようにぜひぜひしていただきたいと思います。これは実際にどうやっているのか、もしお分かりでしたらお聞きしたいと思っておりますけれども。

- 事務局 色々と御指摘ありがとうございます。パブリックコメントと県政世論調査は報道広報課というところで所掌しており、私どもにつきましては、その要領や手順に従ってパブコメ等はさせていただきます。その時はホームページ等でアナウンスすることになりますが、より多くの方から御意見を賜れるように、報道広報課と十分協議をいたしまして、約一か月程度のパブコメの期間はあろうかと思っております。気づいた時には遅かったということがないように、効果的なアナウンスができるよう、十分検討させていただきます。

また、県政世論調査のことについても非常に厳しい御指摘をいただきました。県政世論調査につきましても、報道広報課のほうで抽出などを行っているところです。ただ、私どもとすると、県政世論調査だけではなくて、若年の方々に非常に認識が低いのではないかと考えています。くらし安全推進課の事業といたしまして、例えば性被害のことについては、新規事業といたしまして高校生を対象に出前講座を新しく今年度から始めているところです。今年度は2校、実際に高校に出前講座、講師の人を招きまして、性被害についての啓発などに努めているところです。

今後、そういった若い世代の方にもよりこの犯罪被害について関心を持っていただくために、広報・啓発につきましても十分取り組んでまいりたいと思っております。

- 澤田委員 ただいまお話に出ました広報・啓発についてですが、私も遺族として自分が被害者になって事件に巻き込まれて、後から色々な支援があるんだとい

うのを経験をするたびに気づいていったので、実際色々な制度があるとか、そういったことはその前の生活でほとんど気づくことはありませんでした。今の時代は、特に若い世代はスマホ1台で、全部用が足りるぐらいの、そういう生活になっているのが実情ですので、あまり縁のないような情報を得ることはないのではなと思います。

新聞に折り込まれている県民だよりで、条例ができましたとか、こういう犯罪被害者支援条例が4月1日に施行されましたと大きく載っていて、ある程度県民の皆さんが分かると思うんですけども、若い世代は自分の興味のあること、それから自分の好きなことだけを知ろうとしているように感じられるのが現状ですので、こういう広告はせっかく出ていても、特に若い世代への周知は難しいかなと思います。先ほど出前講座を行ったということによっておられたので、コロナ過では難しいと思いますが、直で知らせるような方法でないと自ら知ろうとすることはないかなと思われま。ある程度、上の年代になると新聞を読んだり、色々な情報収集をしておられるので、例えば犯罪被害者等基本法、そういうことを分かっておられるかなと思います。なかなか全世代への啓発というのは難しいと思いますが、この時代だからこそ何かできることを考えていただきたいと思ひます。

○事務局 御指摘ありがとうございます。私どもとしましても広報・啓発の新しい形について御指摘について応えられるように検討してまいりたいと思っております。

○今野委員 今のことに続けてという感じになってしまうかもしれませんが、広報以外にも、例えば性暴力被害とか犯罪被害に遭われた後に何かしらそういう、こういうことがあるとこういうことが起きますよと心理学では心理教育と言うんですけども、そちらも今、パンフレットとかリーフレットをお渡ししてもなかなか読んでくださることが少なく、やはりスマホに入れるとそれを見ることが私のほうでも作って患者さんにお渡ししたりしているんですけども、そこで見るということはやはりこういう状態になったときこうなるんだというまづ取りかかりですよ、どういうふうにしたらいいのかとか、これって私に変になっちゃったんじゃないかと、症状なんだというふうに知ることがこういう被害者の方にはまず最初に心理的な援助としてはやっていくということもありますので、そういうところが予算に組み込めるかどうか分かりませんが、用意されるといいかなと思ひました。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございます。今言われたことも踏まえまして、今後の広報啓発につきましてはより多くの方々に関心を持ってもらえるように、被害後に現れる反応の例につきまして、今、紙ベースでワンストップ支援センターの案内などに掲載して非常に多くの方に見てもらえるように努力はしているところですが、先生のそういった取組についてより多くの方に知ってもらえるように、私たちはそのやり方については継続して検討してまいりたいと思ひます。

出前講座におきましても、講師の先生からこういった症状が出るんですよとか、こういったことがありますよということは講義の一環としては言ってもらっております。いろいろやり方は講義にするのか、あとは若い人が少しでも見やすい形にするのか、いろいろやり方はあろうかと思ひますが、その辺は引き続き検討させていただきます。ありがとうございます。

- 伊東委員 弁護士だから言うわけではないですが、弁護士とか弁護士会という単語が、弁護士は1か所かな、弁護士会は単語がないというのはちょっと寂しいなとは思っていたのです。先ほど千葉県の特徴というお話を差し上げたんですが、これは公平に見ても、千葉県の場合、司法での連携というのはかなり深く充実しております、弁護士がその一端を担っているところは間違いがないところですので、千葉県の実情に合わせたというところからしても、もう少し弁護士とか弁護士会というところを出していただきたいと思っていて、例えば5-4の経済的負担の軽減のところで、性犯罪等被害者のための弁護士の相談とあるんですけども、これはいわゆる相談費用の支援だと思んですけども、これを性犯罪被害の相談のみならず広く広げてもらいたいとか、あとは弁護士会との連携だとか、そういったところでももちろんCVSだとかちさとが入っていて、その背景、その後にもたまたま弁護士と連携しているのはもちろんなんですけれども、計画自体にやはり相談機関の中核である弁護士会や弁護士というのを入れてもらいたいと思っていますので、御検討ください。
- 事務局 貴重な御意見ありがとうございます。今、そういったお言葉をいただきましたので、私どもとしても盛り込むべく検討させていただきます。非常に貴重な御意見ですので、具体的にどういうふうな方法で載せたらいいか、今後個別に御相談に伺いまして、次の懇談会の時にはまたそれを委員の皆様全体にお示しできるような形で対応したいと思います。
- 大橋座長 それでは、私のほうからもちょっと、今あったように、広報・啓発はかなり重要で、なおかつ今メディアが非常に変化していますので、紙ベース、あるいはテレビもあまり見なくなっているような状態ですので、インターネットとかSNSとか、そういうことをある程度意識した広報・啓発という方向で進めていただければというふうに思います。
- その中に心理教育的なものも何か組み込んでいただけるといいなということと、もう一つは、若い世代ということを考えてときに、今日の資料の5-3のところにも人材の育成ということ書かれているんですけども、実際、千葉犯罪被害者支援センターでも世代交代をどうしていくのかという、相談員の世代交代ということで、若い人の相談員を養成していくというのがかなり大きな課題になっておりますので、そういう人材の育成のところ、項目としては入っているんですけども、ここをもうちょっと何か充実できないかなというのを希望というか、考えています。
- 事務局 座長が今言われたとおり、支援員の養成講座につきましては、CVSにお願いして開催しているところです。実は、昨年度はコロナの関係で開催できませんでしたので、今年度は昨年度分のもの併せて2か年度分やっているところです。受講されている方には御高齢の方だけではなくて若年の方も増えていると聞き及んでおりますので、世代交代につきましては、私どももできる限りこの養成講座の裾野が広がりますよう、広報・啓発に努めたいと思います。
- 大川委員 ただいま座長からも御意見ありましたが、条例を見ましても、今の施策を見ましても、私はちさとの理事長ということで参っておりますけれども、たくさんの色々な犯罪の被害者についてということで総花的には書いてあるけれども、実際にやっている仕事として御紹介されるのはCVSとちさとであったり

して、CVSはたくさんの色々な犯罪被害者を担当しておられるから当然として、性暴力の被害者支援について大変力を入れてくださるといふうなことで、大変それはうれしい、ありがたいことだと思っています。

日本で16年に犯罪被害者基本法ができ、施策ができたときには、第1回目の施策のときには、性暴力というのはほんのちょっとしか書いてなかったんですね。第2回のように各県で、少なくとも1つはワンストップ支援センターをつくりなさい、ほとんど予算がない状態でそういうことが書いてありまして、それでもそれを基にしてちさともできたといふうなことがございますし、だんだん内閣府のほうでも性暴力被害者支援に対して予算化もするようになってきたということがあります。

でも、まだそれで千葉県ではこれを大変大きく扱ってくださっているといふうな感じがして大変心強いですけれども、それでもCVSはともかく、ちさとはやはり民間の団体でございますから、補助金事業といふうなことでやっておりますから、支援員さんがこれで生活していくなんていうことはとてもできないわけですね。

ですから、やはりちゃんと裾野が広がってきちんとした支援の体制ができていくためには、補助金事業のような民間の施設に頼っているということではなくて、もっとせっかく条例ができたので、日本の今の段階ではまだいわゆるDV防止法のような、犯罪被害者支援法のようなものができていないために、きちんとした例えば公のワンストップセンターというのができるというふうにはなっていないわけですが、条例ができたから、千葉県では独自にやってもいいのではないかといふうに思っています。

例えば、日本ではワンストップセンターと言っていますけれども、本当のワンストップセンターはほとんど一つもありません。支援団体があって、警察と弁護士会と精神科のお医者さんといふうに連絡をつけるといふうなことは一生懸命やっていますけれども、全然ワンストップじゃないんですね。

そういう意味では、外国では本当のワンストップセンターをしていますし、沖縄では、多分沖縄は特殊事情があるんだと思いますけれども、かなり本当のワンストップセンターに近い組織ができていまして、大きな病院の中にきれいなワンストップセンターの建物があって、スタッフもきちんと県が雇っているといふうなことでできていて、実際にどこまでかはよく分からないけれどもかなりワンストップに近い、だから、沖縄でも多分県の条例や県の特殊性といふうなことでそういうこともできているので、条例がわざわざできるということはよそがやっているからということではなくて、やはり県独自の施策もできるということだと思いますから、何も性暴力だけといふうには申しませんが、せっかく条例ができたので、これで少し事業が大きくなりましたといふうになっっていくとうれしいですが、そんなことはできますでしょうか。

- 事務局 御指摘、御提案ありがとうございます。ワンストップ支援サービスについて申し上げますと、千葉県は大川委員が今言われたとおり、直営ではなくて民間の2つの団体の御支援、御協力を得ましてワンストップを行っておるところです。

ただ、千葉県について申し上げますと、直営ではなくて民間の方々をお願いすることによって柔軟な、より細やかな支援ができていっているという長所もございます。実際、今、大川委員のところには色々とお願ひしておるところですので、それについては千葉県なりのよさは当然あるものと思っております。

ただ、せっかく条例もできましたので、今後も形態はそのままにしても、よりよい支援ができるかどうか、それは今後十分検討させていただきます。これについては、性被害に限らず、CVSにお願いしている犯罪被害者支援全体で検討させていただきます。そのための今回の計画策定の有識者懇談会であると思っておりますので、そう言ったことでこういった部分をもっと厚くしてはどうかとか、全部応えられるかどうか、それはお約束できるものではありませんが、ぜひとも性被害に限らず、御意見等をお寄せいただければと思っております。

- 大川委員 具体的な施策を幾つか見ていくと、大体そろっているかなというふうに思うんですが、何が欠けているのか難しいけれども、例えば最近、外国の方がドメスティックバイオレンスの相談に行ったら、入管センターに収容されてしまって犯罪者のような扱いを受けて亡くなるということがございまして、外国人に対する対応を全体に対して日本も考え直さなきゃいけないとは思いますが。この条例と施策の対象は犯罪被害者ですが、多分外国人労働者ですとか、LGBTの人ですとか、いろいろな形の女性とか、性暴力もそうですけど、やはり暴力を受けやすい立場の人たちがいると思うのですね。

ですから、どういう犯罪にという、いろいろな施策がありますけれども、そういう社会的な弱者、子供もそうですが、多分外国人などのことも視野に入れた少し対象者を広げた施策というふうなことを考えていただければ、少なくとも項目にもそういうことをきちんと入れていただけたらいいかなというのが今ざっと見た感想でございます。

- 事務局 相談情報の提供ということで、5-4のところですが、総合企画部に国際課という部署がありまして、そこで外国人相談窓口というのを設けております。これは一例ですが、庁内の担当部署に再度照会いたしまして、何か提供できる、事業として掲示できるものはないかなど、再度これは確認をさせていただきますし、今後拡大しているようなものがあれば、その辺はこちらのほうで確認をさせていただきます。

- 堤委員 犯罪被害者の方々が県内どこに住んでいても等しく相談や支援を受けられる体制が必要なこと、また、基本方針の4番にございますが、犯罪被害者等の置かれている状況等について県民や事業者等の理解を深めること、こういう意味では市町村の役割も非常に重要であると思っております。

県におかれましては、これまでも市町村に対して会議であるとか、研修会等を実施していただいておりますが、今回の計画策定に当たっては、市町村に対して一層の助言であるとか情報提供をお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

- 事務局 御指摘、御提案ありがとうございます。今後も市町村に向けた会議におきまして、この条例の趣旨はもちろんなんですが、県内どこにいても等しく支援が受けられるということは非常に大事なことでございますので、その辺をきちんとアナウンスをさせていただくとともに、CVS等に犯罪被害者コーディネーターという者も置いておりますので、それを十分活用できまして、県内の各地、あまねく困っている方がいないようにそれは私どもとしても十分努めたいと思っております。市町村の協力も不可欠だと思いますので、今後とも御協力をお願いいたします。

○大橋座長 今のに関連しまして、犯罪被害者支援センターでもここ数年、今の犯罪被害者のコーディネーターということで、市町村との連携とか市町村との関係、やっぱり千葉県はかなり広域というか、広くてセンター自体は千葉市内にあるんですけども、ほかのところで起きたときに迅速に対応したりとか連携をしていくということで、市町村の役割はかなり大きいんじゃないかというふうに考えておりますので、今回の条例に期待にしているのも市町村の協力のところに県の条例ができたということに期待している部分が大きいと思いますので、そういうことも反映されるようなこの計画になっていくといいなというふうに僕のほうも思っています。

○澤田委員 市町村との連携が大事ということを堤委員、それから大橋座長からも話がありましたけど、やはり被害者となってしまうと警察署への対応することとか、色々なことに対応しなければならなくなって、生活というのもそこでこれまでの生活はほぼなくなって、じゃあ、自分たちがどうしようと思う時に相談するという、そういうところまでなかなか出来なくなってしまいます。

家族構成もありますから一概には言えませんが、コーディネーターの方がおられるんだしたら、やっぱり責任を持ってその被害者のお宅に、今一番何が困っていますかとか、そういう声かけができるような体制が必要かなと、それが一番生活に密着して支援が早急にできるんじゃないかなと私は感じます。

それと、先ほどの啓発のことですが、スマホで成田配信サービスというので、犯罪発生状況などが毎日入ってくるんですね。今こういうことが起こっているんだとか、例えば高齢の方の行方不明の方が出たとか、そういう情報が入ってくるんですけども、全市町村ができるかどうかは分かりませんが、それが一番早く情報としては自分で受け取れることが多いかなと思います。

とにかく被害者は被害を受けると衝撃と絶望的な気持ちにどんどんなっていくので、できる支援はある程度限られるかもしれませんが、今何が必要ですかといった声かけがあったら、被害者は支援があるんだなという安心感で、裁判に向けてとか、色々な対応に進めるんじゃないかなと思います。

○事務局 御指摘ありがとうございます。被害者の方が非常に置かれている状況、欲している情報、相談ですよ、そういったことについてはコーディネーターがありますが、コーディネーターにつきましては、第一線で犯罪被害者の方と接しておられる県警さんとの連携を密にいたしまして、御要望があり次第、コーディネーターを派遣するなどしてまいりたいと思います。

県といたしましては、そのコーディネーターがより迅速に県内に行けるような方向も含めまして今後検討してまいりたいと思っております。

また、情報発信につきましては、これは市町村から出ているものだと思いますので、それについても県警さんとの連携はとても密にしていかなければと思っております。

○大橋座長 策定の方向性についてということで今様々な御意見をいただきましたので、この御意見を踏まえまして、事務局には策定作業をさらに進めていただければと思います。

## (2) 計画策定スケジュール(案)について

資料6について事務局から説明し、その後各委員から意見をいただいた。

- 大橋座長 それでは、ただいまの事務局の計画策定スケジュール案についての説明を踏まえまして、委員の皆様から何かありましたら御意見お伺いできればと思います。いかがでしょうか。
- 伊東委員 確認なんですけれども、会議は年間3回やって、年明けにパブコメを実施して、最終案なんですけど、最終案が出来上がった段階では個別の報告のみで、会議は実施しないんでしょうか。
- 事務局 事務局のほうで各委員さんのほうを回しまして、このようにここが変わりましたということを考えておりますので、今、伊東委員がおっしゃったように、状況によっては私どもがここに御説明に上がることを考えております。
- 大川委員 同じことなんですけど、パブリックコメントはあまり重視していないというふうに聞こえますけど。その後、会議をしないわけですね。
- 事務局 パブコメは非常に重視していますが、私どものほうで委員の皆様と御相談した上でこういうふうにしてよろしいですかということを説明します。
- 大川委員 ありがとうございます。確認なんですけど、そうしますと、私どもはやはり、意見を言うという立場ですので、決議する立場じゃないので、こういうやり方だと、10月の意見は検討していただくけれども、11月の3回目のときには御説明をいただいて、そのときに出た意見は取り込んでくださるかもしれないけれども、それとパブコメも含めて、事務局でそれをコントロールしてつくりますということですね。それから、議会には最終的には通さないんですか。
- 事務局 総合計画は県議会の議決が必要になりますが、個々の計画については議決を経る案件ではございません。
- 大橋座長 今の大川委員のおっしゃったように、実際は次の10月の第2回の会議で計画素案について議論ができますので、ここでこの委員の中ではかなりここで議論をしていきたいなというふうに思います。  
ただし、先ほど今言われたように、その後出てきた計画案とかパブリックコメントに大きく何か変化があった場合は、この今、スケジュールには入ってないですけれども、集まるとか意見を言うような場を設ける必要が出てきた場合には、またこのスケジュールを少し変更することも場合によってはあるというふうに考えてよろしいんでしょうか。事務局。
- 事務局 はい、今座長のおっしゃるとおりでございます。
- 大橋座長 大まかな現在でのスケジュール案ということはこれでよろしいでしょうか。それでは、今の出た委員の皆様御意見を踏まえまして、事務局には策定作業を進めていただければと思います。